

令和〇年度石綿モニタリング調査委託業務仕様書

千葉県環境生活部大気保全課

1 目的

〇〇〇〇〇により発生した災害廃棄物の仮置場におけるアスベスト濃度を把握するため、災害廃棄物仮置場〇地点で、各 4 検体、アスベスト濃度を調査する。

2 調査内容

県内仮置場〇地点におけるアスベスト濃度を、1 検体当たり 4 時間捕集し、計測する。

3 試料捕集時期

原則として、契約締結日から 3 週間以内に試料を捕集する。

4 調査地点

以下の仮置場〇地点で実施する。

No.	市町村名	仮置場名	所在地
○	〇〇市	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇
△	△△町	△△△△△	△△△△△△△△

5 試料捕集検体数

調査地点毎に 4 検体捕集し、合計◇検体を捕集する。

6 試料の捕集及び測定方法等

試料の捕集及び測定は「アスベストモニタリングマニュアル(第 4. 2 版)」(令和 4 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課)及び「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」(平成元年環境省告示第 9 3 号)による。明確な記載のない事項等については県の指示に従う。

なお、本調査(位相差顕微鏡法)の結果、総繊維数濃度が 1 本/L 以上の場合は、マニュアルに従い、分析走査電子顕微鏡等によりアスベストを同定して計測することとし、その分析については、別途契約により対応することとする。

その他は以下のとおりとする。

(1) 捕集は、原則として 1 地点につき 4 時間行うものとする。

様式第 1 号

- (2) 捕集時間帯の調査地点周辺の環境状況（特に採取口の主方向の環境状況）を把握するとともに、機器の正常稼働を確保するため、調査地点の実情に応じて巡回を実施し、野帳に記録すること。
- (3) 試料の測定は採取終了後速やかに行う。測定を開始するまでの間は、試料の汚染や飛散が起こらない状態で保管する。
- (4) 試料の捕集時の風向、気温及び湿度などの気象情報については、近くの県大気環境常時測定局データ等を参考に収集すること。
- (5) 著しい荒天が見込まれる場合は、捕集を順延する。その判断は、県が行う。
- (6) 試料捕集及び測定に係る野帳を作成する。試料捕集時の野帳には捕集状況及び周辺の状況、捕集開始・終了時刻等について記録し、特殊な状況があった場合には写真撮影を行う。
- (7) 捕集機器を設置した後に、設置状況及び周辺の写真を撮影する。

7 使用機器等

試料捕集装置は受託者が用意し、事前に点検を行うこと。

また、本調査に係る消耗品は、受託者が用意すること。

8 報 告

- (1) 測定の結果は、試料捕集後 2 週間以内に、野帳とともに県に報告する。
- (2) 報告書は測定結果の他、捕集時の気象状況、捕集時の写真、及び野帳等についてとりまとめ、県に 2 部提出する。
- (3) 測定後の試料（プレパラート）については、報告書と併せて県へ提出すること。

9 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに県と、捕集及び測定について詳細を打ち合わせる。
- (2) 必要に応じ、県が行う立入による検査を受け入れること。
- (3) 試料捕集に不備が生じた場合及び適正な測定精度が得られなかった場合等、捕集及び測定等において異常を認めた場合は、速やかに県と協議し、再捕集等必要な措置を行う。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で双方協議して定める。